

TVH PARTS NV **通常取引条件**

Art. 1. 適用条件

- 1.1 買主と売主の法的取引条件は、ここに記す**一般販売取引条件**、ならびに個別の取引に関する**特別販売条件**(メンテナンス関連)あるいは**補足販売条項**を適用するものとする。
- 1.2 特別販売条件とは、返品、買い戻し、交換に関するガイドライン、即ち、トレーニングやリビルド品輸送方法、修理など通常商品販売以外に売主が提供するサービス、また売主の出荷方法などに適用される。補足条件とは、見積もり/受発注のやり取り、出荷船積みに関する相互確認事項、その他書面による確認事項全てを指す。
- 1.3 これら三つの各適用条件は、買主の発注に対して売主が確認し取引が成立した時点で効力を生じる。以後、この書面では、成立した取引及びそれに適用される上述三つの条件を包括的に**“Agreement”**と称する。
- 1.4 **一般販売取引条件**と**特別販売条件**に矛盾がある場合は、**特別販売条件**が優先される。また、**特別販売条件**と**補足販売条項**との間に矛盾がある場合は、**補足販売条項**が優先させる。
- 1.5 たとえ売主がこれら3条件の適用を即時主張しなかった場合でも、売主がこれら条件の適用を放棄したことにはならない。
- 1.6 売主は、**一般販売取引条件**と必要に応じて**特別販売条件**をEコマース、メール、FAXなど何らかの方法で買主に通知し、取引は買い主が条件に同意した前提で開始となる。
条件に変更ある場合は、**補足販売条項**として売り主は買い主へ前述のいずれかの手段により通知すること。
- 1.7 買主には、一方的に**“Agreement”**から逸脱することはできない。また、買主自社内に取引条件があったとしても、それを売主との取引に適用することはできない。
- 1.8 売主は、特定のWebページ上での通知を行ったうえで、**“Agreement”**を適宜変更することができる。この変更は、変更実行日付から15日以上経過後に売主からの受発注確認を買主が受領した時点で、買主は当該変更を受諾したものとする。
- 1.9 **“Agreement”**は、過去に遡るあらゆるいかなる契約、合意事項、口約束などにも優先する。

Art. 2. 見積りと注文

- 2.1 売主の見積りは無料、分割不可、30日間有効だが、在庫は確認条件とする。
見積りはあくまで売主の提案であり、たとえ買主の書面による確認によっても売り主を拘束するものではなく、売主からの注文確認発行を以て取引が成立し**“Agreement”**が効力を持つものとする。
- 2.2 買主は売主のウェブサイト、FAXなどを通して発注を置くものとし、取引成立まではこれら通信手段を常に使用して商談するものとする。
- 2.3 売主は買主が提示した品番情報、図面などは正確であるとの前提で見積りのための基本情報として使用する。買主が自ら提示した品番で発注を確定した場合は、売主はその品番に適合する製品が正しい注文内容と推測する。
- 2.4 売主が商品に関して提示する図面、イラスト、性能、寸法、価格表、重量などあらゆる商品情報は、売主にて最大限正確性を期しているが、あくまで参考である。

Art. 3. 契約事項

- 3.1 取引される商品/製品など個々の契約事項は**“Agreement”**に明示され、部品、装置、ツール、機械、サービスなど契約に記された項目を網羅する。以下、前述の契約事項を”Products”と総称する。
- 3.2 ”Products”の選択は買主の責によるものである。”Products”とは売主における通常品を指し、特段買主に特注されたスベックのものではない。万一、”Products”が買主の要望に合致していなくても、買主が要求した規格を満足している限り売主に非はないものとする。

Art. 4. 価格

- 4.1 ”Products”の価格は**“Agreement”**上で合意されたものであり、これ以後総称して**“売値”**とする。**“売値”**は付加価値税、消費税、輸出入税などは含まない。また**“売値”**には輸送費用、引取り費用、組み立て費用、使用開始のための準備などのあらゆる付随費用(以後**“コスト”**と総称)は含まない。取引に伴い**“コスト”**が発生した場合は買主の負担であり、別途明記した請求書が買主に送られる。これら**“コスト”**は税制により課税対象となる場合も買主の負担となる。

Art. 5. 決済条件

- 5.1 別途書面による合意がある場合を除き、決済条件は、未締翌末現金送金とし、送金先銀行口座は売主請求書に記されている。前文に拘わらず売主は買主に対し保証金、またはCash on deliveryを要求する権利を有するものである。Art9.2またはArt9.3に準拠したクレームを買主が出した場合でも買主は当該決済条件は遵守するものとする。買主からの書面による依頼により、売主は出荷時に送付した納品書を出荷後30日以内に限り、再度買主へ送付するものとする。請求書日付から30日経過するまでに、この書面要求がなかった場合、売主に納品書再送の義務はなく、また商品は指定場所に到着したものと双方とも理解すること。
- 5.2 **“売値”** **“コスト”**の支払いは、実際に売主銀行口座へ入金を確認された時点で完了したものとする。
- 5.3 買主が、小切手、荷為替手形による支払いに合意している場合、実際の金額が決済された時点で支払いが完了したものとする。
- 5.4 買主は、いかなる理由でも売主に対する支払いを遅延または中断することはできない。また、当該取引に関する法的訴訟を含むあらゆるクレームを起こしているとしても、売主に対して債務を相殺するなどにはできない。
- 5.5 金額にかかわらず、5.1項に準じた決済期日を過ぎて未払いが発生している場合、買主は売主からの通知の有無に拘わらず、支払期日翌日から完済までの日数につき、年利10%の延滞利息を支払うこととする。さらに、前述の事態が発生した場合、売主からの要求通知の有無にかかわらず買主は延滞額の15%(支払い猶予が合意されている場合は最低125ユーロ)を補償金として直ちに支払うこと。当該補償金については、売主による更なる保証金増額要求の権利を制限するものではない。

- 5.6 万一、飼い主における財務状況の悪化、荷為替手形の受取拒否、などが判明した時点で、売主からの督促執行の有無にかかわらず買主は売主グループ会社全社に対する全ての残債務を即決済すること。この状況においては、売主は自己判断により買主との“Agreement”を中断または破棄する旨を書面で通知する権利を有し、買主は売主に対し、あらゆる補償の義務がある。
- 5.7 取引締結時において、買主が請求先を第三者にするよう依頼した場合も、取引そのものに対する契約に遵守した決済完了義務は買主にある。

Art. 6. 所有権移転と危険負担

- 6.1 “Products”は配送開始時点から買主の危険負担となる。
- 6.2 “Products”の所有権は、決済完了または配送完了までのどちらか遅い方まで売主に帰属する。ゆえに、所有権の移転は前述のどちらか遅い方が完了した時点で効力を発する。
- 6.3 “Products”の所有権が売主から買主に移転するまで、買主は以下の点に留意すること。
- 6.3.1 “Products”は原状を維持し、取付据付を行い既に使用済みの状態にはしない、他商品と混合することもしない。
- 6.3.2 “Products”を可能な限り原状維持に努め、火災、水害、爆発、盗難などに限らず考えうる予期せぬ事態に対して“売値”全額相当の保険をかけるなどProductの品質維持に努める
- 6.4 通常取引においては、所有権が売主から買主に移転する以前に、買主は“Products”を再販することができる。この場合、買主はその再販先を持つあらゆる請求権（債権）は全て自動的に売り主に帰属することに同意するものである。ただし、この請求権は“売値”の範囲とし、所有権が売り主に帰属している限りとする。買主はこの請求権の売り主への帰属を再販先に周知し、売り主の請求権履行に必要な情報は全て売り主に伝達すること。
- 6.5 買主は、売主の商品名称、ロゴなど全ての商標権、知的財産は売主の独占的所有権を承諾するものであり、これに対しては何ら主張をするものではない。

Art. 7. 出荷

- 7.1 T別途“Agreement”内で双方合意した場合を除き、欧州域内の買主への貿易条件建値はEXW TVH Parts NV Waregem条件、域外へはFCA TVH Parts NV条件となる。（ともにIncoterms2010）一方、別途書面での合意により仕向地住所が異なる場合、配送に買主が物理的に関わらないこととなり、その場合はArt5.1項に準じ、納品書が配送の証左となる。
- 7.2 万一、梱包に損壊ある場合、または梱包数が不足の場合、買主は、荷受けから12時間以内に、当該納品書に不足数を記入し、書面にて売主に通知すること。
- 7.3 配送時間はあくまで指標である。配送遅延あるいは商品欠損による“Agreement”不履行は売主の責とはならず、買主が配送受取拒否をしたり、遅延に対する補償を求めることはできない。
- 7.4 速達配送は、売主がすべての必要情報を受領したあとに手配をかけるものである。
- 7.5 売主が特に書面で遅延配送に関する補償合意をした場合に限り、買主は配送期限経過後から5日以内の書留証明にての遅延による損害詳細を通知することにより、売り主に責があることを主張できる。
ただし、当該遅延が不可抗力による場合、または遅延が買主の責による場合は売主に補償義務はない。後者の場合、損害は買主が負担する。不可抗力には、所轄官庁からの命令、軍隊の派遣、戦争、疫病、港湾封鎖、ストライキ、デモ、売り主の責にない商品欠陥、火災、洪水、爆発、原料不足、労働力不足、経済環境変化、破壊、異常気象、などに限らず、通常商取引遂行上売主ではいかんともしがたい事象全てを指し、売主はこれらの不測事象をあえて証明する必要はない。通常の遅延補償は遅延発生日の21日後から毎週商品価格の0.5%とし、週数に拘わらず最大で合計5%である。
- 7.6 買主は配送遅延を理由に“Agreement”を破棄することはできない。
- 7.7 “Agreement”に関し、部分出荷はすでに行われている場合で、買主が注文残の出荷を拒否した場合、あるいは出荷を止めた場合、出荷済み分の請求書は直ちに支払期限となり、また、買主は売主への補償として、注残の35%を支払うこと。ただし、売主は更なる補償を求める権利を有する。

Art. 8. 差し押さえ

- 8.1 買主による代金支払いが滞った場合、満額の支払いと遅延利息、付随費用の支払いがあるまで売主は商品の差し押さえを行う権利を有する。

Art. 9.

- 9.1 中古品は、売り主より買主に配送された時の状態が、荷姿として受諾されたものとする。
- 9.2 万一、買主が新品の受取商品につき注文内容と相違する商品、品質であるとの見解がある場合、買主は商品受け取り後48時間以内に売主にクレームすること。この時間内に何ら意思表示がなかった場合、買主は商品を確認受領したと解釈する。
- 9.3 “Products”の隠れた欠陥は発見から8日以内、または配送から3か月以内に書留書類で売主に通知するものとする。
- 9.4 “Products”およびリビルド商品については、製品の性能上重大な隠れた欠陥があった場合、すなわち、買主としてはその修復作業をせざるを得ないほどの重大な欠陥で、このような欠陥が予見できていたらそもそも当該取引に合意しなかったであろう、場合のみ売主に取引の責があるものとする。
- 9.5 9.5 以下の場合には売主は買主に対し補償の義務はない。
- 9.5.1 買主が自ら商品に修理改修を行った場合
- 9.5.2 過剰負荷、設置場所相違、組付相違など目的外の使用、一般技術的に常識外の使用による場合
- 9.5.3 通常の劣化、不適切な使用、過剰負荷、不可抗力による欠陥の場合
- 9.5.4 個別の取引に関する特別販売条件（メンテナンス関連）に準じた、買主による適時な欠陥クレーム/報告がなかった場合（Art9.3.9.4参照）

- 9.6 商品に規格外特性、隠れた欠陥があり、それを売主の技術者による検品の結果、買主が書面で指摘した通りの当該欠陥により商品の性能が規格通り発揮出来ていないと結論した場合、売主は自身の選択肢として当該商品の修理、交換、値引き、当該取引“Agreement”の中止と返金 返品いずれかを行うこと。買主はそれ以上の補償を求めない。
- 9.7 返品、払い戻しされた商品の所有権は直ちに売主に帰属する。商品価格以外の輸送、関税、組み立て分解などの作業工賃、売主側人員の旅費、宿泊費などの諸費用は依然として買主の負担である。
- 9.8 製品保証は、法律で定められた範囲以上のことは存在しない。

Art. 10. クレームと返品

- 10.1 クレームと返品に関しては、売主のウェブサイト参照できる個別の取引に関する**特別販売条件**に沿うものとする。

Art. 11. 責任

- 11.1 以下の条項は、売主（その従業員、レップ、下請けを含む）の買主に対する全ての責任について網羅する。それらは、売主側人員の行動、怠慢、“Agreement”の不履行に関するものである。
- 11.2 売主による“Agreement”不履行のため直接的に発生した買主の損害への賠償については、関連する法令の定める範囲に限定される。
- 11.3 前項11.2に関し、売主に責ある場合でも、買主における経済的純損失、免失利益、機会ロス、商権喪失、などいかなる経緯にも拘わらず直接、間接、結果的なもの全てについて補償の義務はない。
- 11.4 11.2項に準じた売主のいかなる補償義務も、あくまで当該取引金額の範囲に限定される。
- 11.5 “Products”の欠陥により、買主がその再販先から賠償を要求されても、売主にその補償の義務はない。

Art. 12. 取引中止と組織解消

- 12.1 Art5.1に準じた支払い期日を経過した買主による支払い遅延、不払いの場合、新たな契約は拒否したり、取引を中止する権利を売主は持つ。
- 12.2 前項に拘わらず、買主における財務内容の毀損が明らかになった時点で、売主は既に有効な“Agreement”の継続/破棄について決定する権利を持つ。買主による契約不履行が明らかになり、売主が“Agreement”を解消するときは、買主に速やかに通知しなければならない。
- 12.3 12.3 売主による“Agreement”履行の前に、買主による支払い不履行が明らかとなった場合、売主は“Agreement”破棄を宣言できる。

Art. 13. その他

- 13.1 本契約のある条項について無効とされても、そのほか残りの条項の有効性をなんら影響を及ぼすものではない。また、買主、売主ともに誠意をもって協議し、無効となった条項に近い内容のものを追補する努力をすべきである。
- 13.2 取引関係において、売主（そのグループ関係各社を含む）は買主からの情報を関連する情報管理法に基づき顧客データベースとして蓄積する（以下“データ”と総称する）。もし買主が当該“データ”を修正したい場合、買主は書留連絡にて売主販売部門にリクエストをする。また、売主は買主に関する情報を、外部の第三者に漏洩することはできない。
- 13.3 Agreementで表現されている日数とは、月曜から金曜を指す。休日は売主の所在国の休日をカウントする。
- 13.4 一般販売取引条件は、英語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、およびポーランド語のものだけ有効である。他言語の契約を作成した場合、あくまで補足としてである。

Art. 14.

- 14.1 売主は“Agreement”の全部または一部をすべての人、会社と適用できる。
- 14.2 買主は、売主の同意なしに、“Agreement”を他者に課すことはできない。

Art. 15. 適用法

- 15.1 一般販売取引条件、特別販売条件、補足販売条項に定めのない事項については売主の所在国の法律を適用する。またウィーン売買条約は適用されない。

Art. 16. 適用法廷

- 16.1 Agreement 解釈、履行について争点ある場合は、売主所在地を管轄する直近裁判所に告訴すること。
- 16.2 16.1項は、売主に有利な条件となりうるが、売主は16.1項が指定する直近裁判所でなく、買主所在地の裁判所を選択することもできる。